

消費者問題マスター講座

消費者問題について体系的に知識を習得し、地域や職場などで消費者教育等の推進に中心的な役割を果たす人材の育成を目的とした、全13回の連続講座を実施します。

講師の皆様は消費者問題の第一線でご活躍されている弁護士や大学教授、消費者団体等の専門家の方々です！

開催期間・回数

令和5年9月～12月の間で全13回

応募要件

- 全13回のうち、9回以上受講できること
9回以上出席の場合、修了証書を交付（公的な資格を証するものではありません。）
- 都内在住、または在勤・在学であること
- 消費者問題に関心があり、地域・職場などにおいて積極的に活動する意欲があること



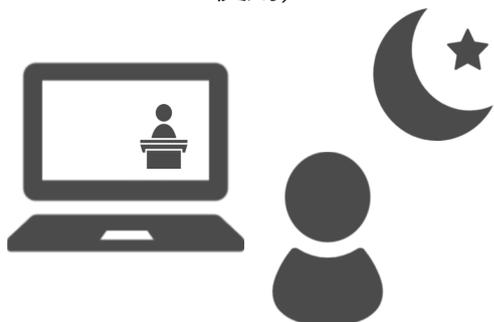
参加費
無料

受講方法

▼2種類からお選びいただけます▼

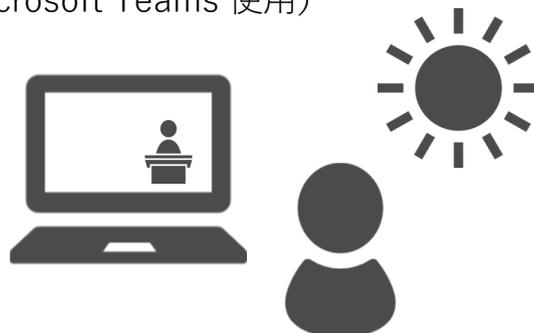
① ライブ配信

平日の夜（19-21時）
ライブ配信をご自宅等でオンライン受講
（Microsoft Teams 使用）



② 録画配信

平日の昼（14-16時）
①の録画映像をご自宅等でオンライン受講
（Microsoft Teams 使用）



日程とプログラム

【講義時間】 ①ライブ配信 …………… 19:00～21:00
 ②録画配信 …………… 14:00～16:00

回	開催日		テーマ・講師	概要
	①ライブ配信	②録画配信		
1	9月4日 (月)	9月8日 (金)	消費者市民・団体	<p>「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が位置付けられています。</p> <p>そうした社会を目指して行動する「消費者市民」がいま求められています。誰もが安心して暮らせる地域社会づくりのために、消費者市民としてどう行動したらよいか、また消費者団体としてどのような活動を推進したらよいか、事例などを学びながら、一緒に考えます。</p>
			<p>「消費者市民としての役割・消費者団体の活動」～安心な地域づくり！～</p> <p>元消費者庁長官 (一社) 消費者市民社会をつくる会 代表理事</p> <p style="text-align: right;">阿南 久 氏</p>	
2	9月14日 (木)	9月19日 (火)	消費生活行政	<p>消費者が安全に安心して生活するために、行政はどのような役割を果たすべきでしょうか。これまでの消費者行政の歴史を振り返りつつ、最近の問題も取り上げることで、消費生活行政に関する現在の法制度を学びます。</p> <p>その上で、デジタル化をはじめ社会が急速に変化・複雑化する中で、消費者法や、消費生活の分野における行政が、今後どうあるべきかについて考えます。</p>
			<p>「消費生活行政の現状と課題」</p> <p>明治学院大学法学部 准教授</p> <p style="text-align: right;">福島 成洋 氏</p>	
3	9月25日 (月)	9月29日 (金)	製品安全	<p>毎日の生活の中で使用している製品により重篤な事故が繰り返されています。特に、発達中の子供や、心身機能が高齢者で多発しています。</p> <p>本講座では、製品安全の問題を例題に、データと人の知恵を活用して解決可能にする新たなアプローチについて解説します。科学的なデータや人工知能を活用した事故予防法の基本的考え方、簡単に実践できる予防法、行政の新たな試みなどを、動画を使って分かりやすく紹介します。</p>
			<p>「データと知恵を活用した製品安全」 ～人生100年時代の消費者問題解決の方法～</p> <p>国立大学法人東京工業大学工学院 教授</p> <p style="text-align: right;">西田 佳史 氏</p>	
4	10月2日 (月)	10月5日 (木)	契 約	<p>普段は気をつけているものの、事業者の巧みな話に乗せられて「つい契約してしまった」などといった場合も、消費者の味方となる法制度を知っていれば、契約トラブルを回避することができます。</p> <p>消費者問題を解決するために、まずは民法による「契約の成立」「取り消し」「無効」など契約の基本ルールについて学びます。</p>
			<p>「契約の基礎知識 ①」 ～民法・消費者契約法～</p> <p>弁護士</p> <p style="text-align: right;">森 哲也 氏</p>	
5	10月10日 (火)	10月13日 (金)	契 約	<p>消費者と事業者との間には、情報の質や量、交渉力に格差があり、すべての私人が平等・対等であることを前提とした民法のみでは消費者の利益が守られない場合があります。</p> <p>そこで、消費者の利益擁護を図ることを目的とした、民法の特別法である消費者契約法について学びます。</p>
			<p>「契約の基礎知識 ②」 ～民法・消費者契約法～</p> <p>弁護士</p> <p style="text-align: right;">森 哲也 氏</p>	

回	開催日		テーマ・講師	概要
	①ライブ配信	②録画配信		
6	10月16日 (月)	10月20日 (金)	金融・投資商品	<p>金融トラブルから身を守るためには、生活とお金に関する知識や適切な考え方（金融リテラシー）が必要です。</p> <p>本講座では、金融商品取引法や金融商品販売法の概要を確認し、金融商品の基本と金融トラブルになりやすい仕組み債やFX取引、暗号資産取引等の理解を進め、より豊かで安心できる生活を送るために役立つ情報を、わかりやすくお話しします。</p>
			<p>「金融商品の基礎知識とトラブル防止事例」</p> <p>東京都金融広報アドバイザー ファイナンシャルプランナー 石村 衛 氏</p>	
7	10月23日 (月)	10月27日 (金)	契 約	<p>自発的にお店に出向き、現金やカード払いで商品を購入する店舗販売とは異なり、訪問販売やネット通販はその販売方法の特性から、思わぬ消費者被害が発生することがあります。また、代金後払いのクレジットの利用が、トラブルにつながることもあります。</p> <p>現行の「特定商取引法」と「割賦販売法」により、消費者が民事的にどのような主張ができるようになっているのかを身近な事例を用いて学びます。</p>
			<p>「特定商取引法・割賦販売法の概要」</p> <p>弁護士 拝師 徳彦 氏</p>	
8	10月31日 (火)	11月 2日 (木)	SDGs	<p>身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービスを「共用品」「共用サービス」といいます。共用品（アクセシブルデザイン）の標準規格作成の側面から、SDGsのコンセプトである「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、消費者としての「気付き」を発信し社会に広げていくことの重要性を学びます。</p>
			<p>「共用品（アクセシブルデザイン）とSDGs」 ～誰一人取り残さない社会の実現のために～</p> <p>（公財）共用品推進機構 専務理事兼事務局長 星川 安之 氏</p>	
9	11月7日 (火)	11月10日 (金)	食品表示	<p>食品表示基準に基づく食品の表示については、2020年4月から新ルールに基づく食品表示に完全に切り替わりました。原料原産地表示も義務化され、表示はますます複雑になっています。また、遺伝子組み換えに関する任意表示制度も改正されています。</p> <p>食品表示をめぐる現状と課題を知り、消費者としてどのような選択をすべきなのかを学びます。</p>
			<p>「食品表示をめぐる現状と課題」 ～食品の賢い選び方～</p> <p>（一社）Food Communication Compass 代表 森田 満樹 氏</p>	
10	11月13日 (月)	11月17日 (金)	高齢者被害	<p>高齢者が抱える「健康」「孤独」「お金」への不安や判断力の低下につけこんだ悪質商法被害など、高齢者からの消費生活相談は年々増加。その被害防止の取組として、地域における高齢者の見守りネットワークの構築があります。</p> <p>被害を未然に防ぐ連携体制の重要性や今後の課題、高齢者を取り巻く状況や高齢者見守りネットワーク構築のあり方について解説します。</p>
			<p>「高齢者の見守りネットワーク構築に向けて」 ～高齢者の消費者被害防止のために～</p> <p>弁護士 池本 誠司 氏</p>	
11	11月20日 (月)	11月24日 (金)	消費行動 	<p>近年、「エシカル消費（倫理的消費）」という消費行動が注目されています。</p> <p>「エシカル消費」とは何か、どんな取り組みがあるのかについて紹介します。また、普段の私たちの消費の背景にはどんな問題が存在し、私たち消費者の立場でどういった行動をすれば問題に対して貢献することができるのかについて学びます。</p>
			<p>「エシカル消費」～商品の選択で私たちができる社会貢献とは？～</p> <p>法政大学大学院政策創造研究科 准教授 （公財）消費者教育支援センター 理事・首席主任研究員 （一社）日本エシカル推進協議会 理事 柿野 成美 氏</p>	

回	開催日		テーマ・講師	概要
	①ライブ配信	②録画配信		
12	11月27日 (月)	12月1日 (金)	IT社会	<p>私たちの生活で使われるパソコン、スマートフォン。これらの機器はすでに、ごく当たり前で使用されるようになりました。それに比例してトラブルも起きています。知らないうちに狙われ、多額の請求を受けたり、コンピューターウイルスが侵入するなど、大きな被害をもたらすこともあります。</p> <p>最近の動向も含めて、IT社会に潜む各種の脅威と、その脅威から身を守る対策を学びます。</p>
			「IT社会に潜む脅威と対策」 ～脅威はこれだけじゃなかった～ (一社) ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	
13	12月4日 (月)	12月8日 (金)	消費者被害	<p>近年、消費者被害に遭ったときの対処方法（自治体や企業等が設置する窓口、ADR、少額訴訟、民事調停、消費者団体訴訟制度等）は増えてきましたが、理解はまだ広く進んでいるとは言えない状況です。そこで、消費者被害に遭った時の対処法にはどのような方法があるのか、どういった特徴を有しているのかについて学びます。</p>
			「消費者被害の救済」 弁護士 村 千鶴子 氏	

申込方法

電子申請

STEP1 以下のURL（「消費者問題マスター講座」ページ）にアクセス

▶ https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza_m230622.html



スマートフォン
タブレットは
QRコードから

STEP2 ページ内の [申込はこちら](#) をクリック ▶ **電子申請フォーム** へ

※ 電子申請が困難な場合はご相談ください。

申込期限

8月10日（木）受信有効

■ 8月24日（木） までに申込者全員に受講方法をメールで通知



相談インコ

問い合わせ先

東京都消費生活総合センター 活動推進課 「マスター講座担当」
Tel：03-3235-1157